

不当処分取消並二国有林下戻 請求ノ行政訴訟・裁判宣告書

やまもとひでお
山本秀雄

『不当処分取消並二国有林下戻請求ノ 行政訴訟裁判宣告書』について

行政訴訟裁判宣告書について

本誌第七号に「屋久島憲法考」と題して、『屋

久島国有林経営の大綱』を紹介したが、今回はその経営大綱を国が策定せざるを得なくなった原因の一つと思われる行政裁判、屋久島住民が国を相手に起こした『不当処分取消並二国有林下戻請求ノ行政訴訟』（明治三十七年一月二十六日第二十四号提訴、判決大正九年六月七日原告側敗訴）の「宣告書」を取り上げることにした。

抑、屋久島住民が提訴したこの行政裁判は、明治新政府が明治六年（一八七二）に公布した地租改正条例に端を発し、同七年から全国の官民有地区分の整理事業が始まるが、鹿児島県は西南の役の前後のこととあって、調査は遅れ、漸く戦後の明治十二年（一八七九）に開始され、明治十四年に完了している。明治七年当時の鹿児島県令大山綱良が大坂商人中野清吉・島田文次郎二名にヤクスキの伐採許可を与え、更に両名から伐採権利の譲渡を受けた鹿児島島の平川風之助が、加世田郷の

開墾事業にこの屋久杉の益金を当てると云う県当局がらみの伐採許可を得て、明治九年から島内一

円を対象にヤクスキ伐採を開始したため、村の共用林（当時村持支配林と云う）とのトラブルが発生した。この折に大山県令は地元民からの「村持従前通被仰付度願」に対して、「書面の趣聞届候条地租改正迄ハ従前之通り可相心得事」との指令を出している、など後日の裁判を複雑にしているが、しかしこの大山県令の行政措置は、西南戦役後「大山県令の専断につき無効」という行政処分を受けて個人私下げは中止された。

西南戦役後の殺伐な時代、特に鹿児島県での地租改正調査は延期され、屋久島の官民境界調査も遅延した。明治十九年（一八八六）鹿児島大林区署設置に伴い宮之浦に出張所が開設された。同十二年になって国有林編入作業は終わり、屋久島は面積の約八割が国有に編入され、かつて無い取締りを受けることになる。先に誤って官有に属し

た地域に対して再三事件が起こり地元の不服をかき立てる。殊に改正官吏が爾後地租改正は五年毎に行われる、訂正もその都度、自由に出来るから税金上も、今は国有にして置くが有益である旨の説明があったということで、住民は真偽の判断がつかずそのままにして置いた。このことに対する自己の不明もあって不満は増大する。

明治二十四年宮之浦出張所が屋久島小林区署に格上げされる。明治二十六年山林誤謬訂正願を提出、明治三十一年林野官民有地区分調査会設置、明治三十二年国有土地森林原野下戻法發布、両村議会下戻申請を決議、明治三十三年五月両村は相前後して下戻申請書を提出（海岸線から見える範圍は民地であると主張したものであったという）、明治三十六年十月二十八日農商務省は指令第一〇八九号を以て不許可、最後の手段が裁判という次第で『不当処分取消並に国有山林下戻申請の訴訟』を、国を相手に明治三十七年一月二十六日に提訴するに至った。

この裁判は実に十六年余の長期にわたり、費用三百六十余万円を投じた結果が、大正九年六月七日原告の敗訴で結審したものである。宣告書の主文に「村持支配山および係争地の土地立木を原告

が所有したる証拠となるものなし』となっている。
以上は裁判訴訟から結審までの過程であるが「屋久島国有林経営の大綱」をただこの敗訴結果によるものとのみにとらわれると、本質を見落とす恐れがありはしないか。むしろ視点は調印・非調印の二派に対立した騒擾事件にあったとみるべきであろう。

紙数の都合で騒擾事件の内容は割愛させて頂くが、簡単に調印・非調印の対立事件とは何かを説明すれば……

住民は裁判が敗訴に終わったことによる落胆と経済不安に陥った。かかる折、数年前から敗訴した下戻訴訟事件とは別に「屋久島山林永久払下げ運動」をすすめるグループ（島根県選出代議士島田俊夫氏及び関西実業興信所長大木藤一氏を中心に島の有力者を含む一派）が、住民から権利委任

を得るため、契約勧誘が展開されており、この契約書に調印したものを調印派といい、反対者を非調印派と云って、島内二派に分かれて対立が続いていた。調印者は成功の暁は五分五分の権利で配当を得るが条件であった。非調印派は他の仲介人に頼らずに村当局によって窮状をその筋に訴えるが妥当であるとして、両者の対立はやがてトラブルにエスカレート、不穏な事態（騒擾事件）を招きかねない状態に立ち到った。殊に裁判中から住民は山稼を失い、生活は極度に困窮、調印派はチャンスとばかりに攻撃的で敗訴後は「特別縁故払い下げ」が確実の如き口吻で運動に拍車をかける。

行訴審理中は弁護士との協定を守って濫に契約変更に踏切れなかった住民も、漸次調印派に組する者が増加し、上屋久村では村議会も調印派を支

明治三十七年度第二百十四号裁判宣告書

大正九年（一九二〇）六月七日 行政裁判所第二部公廷に於て宣告

裁判長 渡辺廉吉

原告

鹿児島県熊毛郡

上屋久村大字小瀬田

外六大字

右代表者

上屋久村長 白坂弥八郎

右訴訟代理人

弁護士 大沢直吉

同

同法学博士

同 島田俊雄

同 末繁弥次郎

同 松田源治

被告

農商務大臣

右訴訟代理人

坂本生成

江木 哀

山本達雄

山本達雄

山本達雄

山本達雄

山本達雄

山本達雄

持する表明をしたが、下屋久村は仲介人を立てず
に当路に陳情・嘆願する意見が強く、正攻法を以
て村民救済を訴えたいきさつもある。

住民生活の疲弊窮状は深刻化する。これが打開
は急を要するとあって、憂慮した当局は住民救済
策として、前岳（七千町歩）を委託林として無償
で開放することになった。即ち「屋久島国有林経
営方針要項」、俗にいう「屋久島憲法」である。

今日まで他に例を見ない特別措置であったとい
う。古来島民の生活を守って来た前岳、それにまつ
わる裁判訴訟のことも、今や歴史の谷に埋もれよ
うとしている。

今日屋久島が誇る世界自然遺産、その環境保全
にも前岳が果たす役割は大きなものがある。奥岳
のガードに止まらず、島の将来に希望の灯を点し
つづけることを挙げたい。そこでこれが成立の精
神に学ぶことは当を得ていないだろうか、本文の
「宣告書」は勿論、「屋久島憲法」にも再度、目
を通して頂きたい。

それにしても訴訟のため屋久島から集められた
多くの証拠書類は一体どこに消えたものか、「宣
告書」の中からだけでも上屋久村十七点、下屋久
村二十八点、他に当初の裁判代理人に十三点、ま
た関係者で権利譲渡の退更新が頻繁で、受任者
（弁護士）間で証拠資料の争奪戦のあった事を事
件関係書は記している。

なお引用の「宣告書」は上屋久町歴史民俗資料
館所蔵のコピーによることを附記しておく。

弁護士 浜地八郎
同 矢部 廉

右当事者間ノ明治三十七年第二百十四号不当処分取消並ニ国有林下戻請求之訴ニ付審理判決スルコト左ノ如シ

主 文

本訴中鹿児島県熊毛郡上屋久村大字一湊字平石向二千三百九十番及同村大字楠川字石塚千七百二十七番ノ二筆ニ関スル部分ハ之ヲ却下ス
其ノ余ノ原告ノ請求相立タス
訴訟費用ハ原告ノ負担トス

事 実

原告主張ノ要旨ハ係争山林ハ鹿児島県熊毛郡屋久島ノ中央ヨリ北方ニ連亘セル一帯ノ山脈ニシテ天然生ノ老杉大杉ハ其主要ノ産物ナリ而シテ樹齡數千年目通り周囲數十尺ニ達スルモノ多ク木質堅密油脂豊富文理美麗ニシテ屋久杉ナル特殊ノ名称アリ而シテ屋久全島中所謂屋久杉ヲ産スル高地ハ悉ク本件係争山林ト当庁明治三十七年第八十九号事件ノ係争山林ニ包含ス而シテ原告各大字ハ村持支配山トシテ此係争山林ヲ所有シ其効果トシテ雑木ヲ採取処分シ来リタルハ勿論所謂屋久杉ト称スル老杉大木ヲモ繼續シテ且自由無制限ニ採取処分シ来リタルコトハ屋久杉ヲ以テ平木其他ノ製材ヲ作リ平木ヲ以テ原告各大字ノ田畑、屋敷、用夫等ニ賦課セラルル各種ノ租税公課ノ上納ニ充テ(甲第四号証乃至第六号証、第十一号証乃至第十二号証)或ハ該平木其他ノ製材ヲ以テ原告各字人民ノ使用スヘキ米穀トノ交換ニ充テ(甲第一号証ノ一、第七号証及第九号証)借受米銀ノ返済ニ代用シ

(甲第八号証ノ一乃至三) 売買寄託等各種民事取引ノ目的物ニ充テ(甲第六号証) 製材ヲ他ニ売却シ又ハ平木薪若ハ杉板ヲ買上ケラレタルコト(甲第一号証ノ二乃至四及第十三号証) 或ハ民家建築ノ私用ニ充ツル(甲第九号証) 等ノ事實アリタルコトニ依リ明白ナリ而シテ屋久杉ハ一度之ヲ採取スルトキハ其後少クトモ數千年ヲ経ルニ非サレハ採取シタルモノト等シキ老杉大木カ再生シ得サルハ勿論仮令數千年ヲ経ルモ同様ノモノノ再生ヲ見ルコト稀有ナリト認ムルヲ適切トス即チ係争山林ヨリ屋久杉ヲ採取処分シタル後ハ殆ント無償値ノ雑木ヲ剩スノミニシテ山林トシテハ全然価値ナシト云フモ不可ナシ故ニ原告各大字カ係争山林ニ於テ此貴重ナル天然生ノ老杉大木ノ繼續シテ且自由無制限ニ採取処分シタルハ元本其ノモノヲ処分シタルモノニシテ係争山林所有ノ効果ト認ムヘキコト明瞭ナリ而シテ旧藩庁カ租税公課トシテ賦課シタル米粟等二代ヘテ平木ノ上納ヲ受ケ島外ヨリ輸送シタル米穀ヲ以テ平木其他ノ製材ト交換シ貸付米銀ノ返済ヲ受クル代リニ平木ヲ受取り又ハ其他ノ製材ヲ買取りタル等ノ事實アリタルコトハ原告各大字カ屋久杉ヲ繼續シテ且自由無制限ニ採取処分シタルコトヲ旧藩庁カ公認シタルモノト認メサルヘカラス如此係争山林ハ原告各大字ノ所有ニ屬セシニ明治二至リ鹿児島県令ヨリ係争外旧藩主仕建山ノ杉木松下ヲ受ケタル平川風之助力濫ニ係争山林ニ立入り屋久杉ヲ伐採シタルニ因リ同人ト原告トノ間ニ一大紛擾ヲ惹起シ其結果鹿児島県令ヨリ一時係争山林ノ伐採ヲ差止ムルニ至ルヲ以テ明治八年十月原告各大字ノ副戸長、戸長、副区長

『生命の島』次号は
五月一日発行の予定です。

舟釣りの案内
磯釣り

屋久島観光
ビジネスの宿に

●漁師町の刺身と魚料理でおもてなし



屋久島の港町 一湊漁港

民宿 やくさば荘

海水浴場まで歩いて五分

上屋久町一湊三三〇
☎09974(4)22550

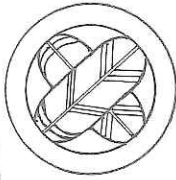
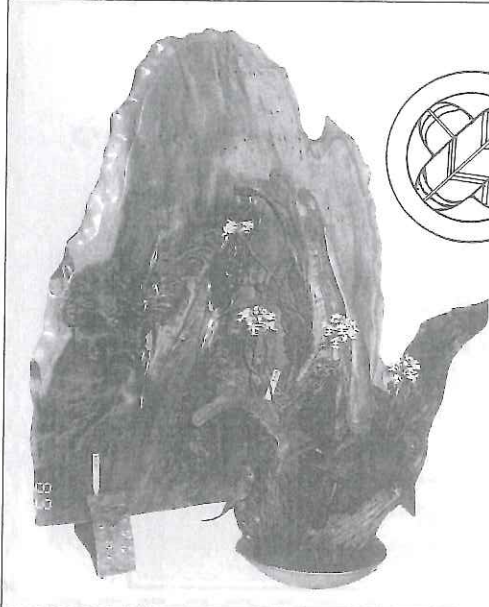
ヨリ同県令ニ対シテ係争山林ニ付キ甲第三号証ニ依リ村持従前ノ通被仰付度旨ヲ願出ヲ明治九年一月八日付ヲ以テ同県令ハ右願出之趣聞届候条地租改正迄者従前通可相心得旨ヲ指令シタルモノニシテ要スルニ同県令原告ニ於テ係争山林所有ノ事實アルコトヲ公認シタルモノト云ハサルヘカラス被告ハ原告各大字力屋久杉ヲ採取処分シタル事實ヲ尚單純ナル毛上山稼ニシテ收益管理ノ行為ナリト主張スレトモ屋久杉ハ採取スルニ随ヒ其跡ニ自然ニ生育シ僅少ノ年月ヲ経テ復ヒ採取シ得ヘキ薪炭材若クハ肥草ノ類ニ非ス又林業經濟上ニ於テ收益行為ト見ルヘキ一部立木ノ採取ニモ非ス土地ヨリモ遙カニ貴重ナル老杉大木ヲ採取処分シタルモノナルコト上述ノ如ク且採取処分シタル數量ハ多數無制限ナル力故ニ此点ニ闕スル被告ノ主張ハ失當ナリ又被告ハ原告各大字力上述ノ採取処分ヲ為スコトヲ得タルハ旧藩庁ノ許可ニ因ルモノニシテ係争山林所有ノ効果ニ非スト主張スルモ旧藩庁ノ許可云々ト云フカ如キハ被告ノ陳弁ニ止マリ許可ヲ受ケタルコトヲ見ルニ足ルヘキ事實証拠ナシ加之被告ハ旧藩庁力係争山林中ノ或部分ニ付テノミ屋久杉ノ採取ヲ許可シタリト主張スルモ何レノ時何レノ部分ヲ許可シタルヤニ付キ事實ヲ挙示証明スル能ハサルモノナリ又被告ハ屋久島力米粟ノ産出少ナク且生業少ナキヲ以テ米粟上納又ハ交換ノ用ニ供セシムルハ不可能ナルヲ以テ不得止旧藩庁ハ係争山林ノ或部分ニ於テ屋久杉ノ採取ヲ許可シタリト主張スルニ被告主張ノ此理由ニ因ルモノトセハ採取シ得ヘキ數量ハ一定セル必要ノ程度ニ限ラレサルヘカラス然ルニ何等採取數量力限定セラ

ルルコトナシ從テ此点ニ闕スル被告ノ主張モ亦失當ナリ又被告ハ乙第一号証ニ依リ平木製出ノ為ニ係争山林ノ老杉大木ヲ採取処分スル場合ニ自由無制限ナラザリシコトヲ証セントスルモ本証記載ノ如キ木元願ハ旧藩政中或時代ニ之ヲ為シタルコトアルモ船又ハ家作ニ使用スル場合ニ為シタルモノニシテ本件ノ如ク平木製出ノ為採取処分シタル場合ニ如此願ヲ為シタルコトナシ且如此木元願ハ係争山林ノ立木ノミニ限リ之ヲ為シタルモノニ非ス苟モ船又ハ家作ニ使用スル以上ハ其木力係争地内ニアルト他ノ既定民有地ニアルトヲ問ハス之ヲ為シタルモノナリ而シテ木元願ノ免許ヲ受ケタル者ハ御礼差杉ナル名義ノ下ニ杉ノ私費植栽ヲ為スコトヲ要シ木元願ト相候テ山林行政ノ目的ヲ達スルコトト為リ居リタルモノトス從テ本証ニ依リ係争山林ノ立木伐採ニ付キ藩ノ許可ヲ要シタルコト採取処分力自由無制限ナラザリシコト係争山林力原告ノ所有ニ非ザリシコトヲ証スルニ足ラス又被告ハ甲第一号証及四号証乃至第十三号証ヲ以テ単ニ平木ニ闕スル証拠ナリトシ係争山林所有ノ事實ヲ証スルニ足ラスト主張スルモ前示諸証ニ記載スル平木ハ屋久杉ヲ以テノミ製出スルコトヲ得ヘク而シテ屋久杉ハ係争山林内ノ高地ニ限リ生育スルモノナルヲ以テ平木ニ闕スル此等ノ証拠ハ即チ係争山林ニ闕スル証拠ト為スヘキモノナリ又被告ハ鹿兒島県令力甲第三号証ノ指令ヲ為シタルハ地租改正事務局ノ設置後ナルヲ以テ県令一存ニテ地租改正処分ニ依ラスシテ官民有ヲ区分シ係争山林ヲ民有ト決定シ得ヘキモノニ非スト主張スルモ原告ハ本証ニ依リ敢テ官民有区分ノ査定アリタリト云フ

ニ非ス同証ニ依リ係争山林ニ闕スル積年ノ慣行ヲ公認シタルモノニシテ其公認シタル事實ニ基ツキ地租改正処分前係争山林所有ノ事實アリタルコトヲ主張スルモノナリ而シテ積年ノ慣行ヲ公認シ從前ノ通村持支配山トシテ屋久杉ヲ自由無制限ニ採取処分スルコトヲ聽許スルハ地租改正処分ノ一部ニ非サル力故ニ地租改正事務局設置後ト雖敢テ裁斷ヲ仰クノ必要ナクハ一般行政官タル県令力有効ニ為シ得ヘキモノナル力故ニ此点ニ闕スル被告ノ主張モ亦失當ナリ又被告ハ同証中ノ「村持支配山」ノ文字ハ原告各大字ノ申立ニ過キサルノミナラス其文意ハ村管理支配ノ意義ニシテ村所有ノ意義ニ非スト主張スルモ原告各大字ヨリ從前ノ通村持支配山ニ被仰付度旨ヲ願出テタルニ對シ県令力願ノ趣聽届ヲ指令シタルモノナル力故ニ單ニ原告ノ申立ニ止マルモノト云フヲ得又從テ此点ニ闕スル被告ノ主張モ亦失當ナリ又被告ハ自然生ノ杉立木ノ採取ハ山林所有ノ効果ト見ルコトヲ得スト主張スレトモ要ハ採取力元本処分ノ範圍ニ屬スルヤ收益ノ範圍ニ屬スルヤニ在リテ自然生ノ杉立木ノ採取ハ必シモ山林所有ノ効果ト見ルコトヲ得サルモノニ非ス又被告ハ平木ハ伐採加工ニ依リ所有ニ歸シタルモノナル力故ニ其処分ヲ以テ山林所有ノ効果ト為スヲ得サル旨抗弁スレト原告ハ平木力採取加工ニ依リ所有ニ歸シタルコトヲ認メサルノミナラス採取加工シタル平木ノ処分ノミヲ以テ係争山林所有ノ効果ナリト云フニ非ス上述シタル力如キ全般ノ事實ヲ一括シテ之ヲ主張スルモノナル力故ニ被告ノ此抗弁モ亦失當ナリ又被告ハ甲第四号証以下ハ箇人關係ニシテ村方ヲ代表シタル箇人

ノ行為タルコトヲ見ルニ足ラサルヲ以テ村方請求ノ証拠ト為スニ足ラスト云フモ甲第四号証乃至第七号証第九号証、第十一号乃至第十三号証ハ何レモ藩吏公吏ノ書面ナルヲ以テ被告ノ此抗弁モ亦失当ナリ之ヲ要スルニ原告ハ往古ヨリ係争山林ヲ所有シ来レルニ拘ラス原告ノ国有土地、森林原野下戻法ニ依ル申請ニ対シ被告力聞届ケ難キ旨指令シタルハ失当ナルヲ以テ原告ノ国有山林下戻申請ヲ却下シタル被告ノ明治三十六年十月二十八日附農商務省指令林第一〇八九号ノ指令ヲ取消シ被告ハ原告各大字ニ対シ大正七年十一月二十日附提出訴状中訂正申立書及之ヲ訂正シタル大正八年五月二十七日附被告申立書記載ノ各山林ノ土地並ニ立木ヲ下戻スヘシ訴訟費用ハ被告ノ負担トスル旨ノ判決ヲ求ムト云フニ在リテ立証トシテ甲第一号証ノ一乃至四第三号証乃至第十三号証ヲ提出シ当庁明治三十三年第八号事件ノ判決ヲ引用シ乙号証ノ成立ヲ認め請求ノ目的物中原告力下戻ヲ申請セザリシ旨被告力抗弁スルモノニ付テハ被告ノ抗弁ヲ是認スル旨申立テタリ

土地立木ヲ所有セシコトヲ認ムルニ足ラス而シテ原告ハ此森林ヨリ伐り出シタル平木ヲ以テ田租ノ代納ニ充テ之ヲ売買シ藩ニ買ヒ上ケラレ又ハ貨幣ノ代用ニ供シタル事実ヲ以テ係争山林力原告ノ所有ナルコトヲ証セントスルモ元来平木ヲ伐採シタルコトハ単ニ毛上山稼ノ証ト為シ得ヘキモ之ヲ以テ土地立木所有ノ証ト為シ得サルモノナリ而シテ平木ヲ田租ニ代ヘ其他貨幣ノ代用ト為シタルハ既ニ伐採加工ニ依リ各人ノ所有ニ帰シタル板材ヲ以テ米麦又ハ貨幣ノ代用ニ供シタリト云フニ過キスシテ土地立木ノ所有権ノ有無ニ関係ナキ事項ナリ抑モ屋久島ハ原告ノ証拠自体ニ依リ明ナルカ如ク米粟ノ産出少々其他生業少ナキヲ以テ不得止藩庁ハ係争地ノ或部分ニ於テ毛上山ノ伐採ヲ許容シ其勞力加工ニ依リ得タル平木ヲ以テ租税ノ代納ニ充テ又ハ交換ノ用ニ供セラレ以テ生計ヲ立テシメタルニ過キサルモノトス又原告ハ甲第三号証ニ依リ鹿兒島県令力係争山林ニ付キ原告力所有ノ事実アルコトヲ公認シタルモノナリト主張スレトモ訣証ハ明治九年ニ県令力係争地ノ毛上山稼ヲ地租改正迄ハ存続スルコトヲ許シタニ過キスシテ係争地ノ所有権ヲ認めタルモノニ非ス元来屋久島ニ於テハ毛上山稼ヲ以テ其生業トナシタルモノニシテ地租改正ノ方針定マルヤ政府ハ山林ノ毛上山権ハ全然之ヲ廢止スル方針ヲ採リシヲ以テ島民之ニ驚キ本証ノ歎願書ヲ提出シ従前通毛上山稼ヲ聴届ケラレシコトヲ申出テタルヲ以テ県令ハ地租改正処分ヲ終ル迄ハ従前通之ヲ差許シタルニ過キスシテ係争地ノ所有権力原告ニアルコトヲ認めタルモノニ非ス蓋シ該指令ヲ為シタルハ地租改正事務局設置後ナル



屋久杉とツルランを愛する会

総合建築業 **屋久杉工務店**

代表者 日高末一

〒617 京都府向日市森本町上森本23- 4

☎ 075-922-5303

FAX 075-932-1187

ナマエハ ヤクシマ

セルラ一電話 **030-708-8940**

ヲ以テ県令一個ニテ地租改正処分ニ依ラス官民有ノ区分ヲ決定シ民有ト認定シ得サルコト明カナリ故二本証中ノ指令ニハ「地租改正迄ハ従前ノ通り可相心得事」トアリテ官民有区分ノ決定ハ地租改正処分ニ譲リタルコト明カナレハナリ又歎願書中「村持支配山」ノ文字単ニ原告部落ノ申立ニ過キサルノミナラス其文意ハ村管理支配ノ意義ニシテ村所有ノ意ニ非ス又甲第四号証以下八個人關係ヲシテ村方ヲ代表シタル個人ノ所為ナルコトヲ認ムルニ足ラサルノミナラス甲第四号証乃至第十三号証ハ何レモ単ニ平木ヲ以テ租税ノ代納ニ供シ又ハ売買交換ノ用ニ供シ又ハ建築用ニ供シタルコトヲ証スルモノニ過キス甲第一号証ノ二乃至三八何レモ係争地ニ関スルコトヲ認ムルニ足ラスシテ何レモ土地立木ノ所有ト關係ナシ之ヲ要スルニ係争地ニ対スル所有ノ証ナク平木ニ採取シタル杉ハ自然生ニシテ私費殖裁ニ非ス而シテ自然生ノ杉立木ノ採取ヲ以テ山林所有ノ効果ト見ルニ足ラス主産物ノ採取ヲ以テ当然山林所有ノ効果ト認ムルヲ得ス伐採加工ニ依リ所有ニ帰シタル平木ノ処分ヲ以テ山林所有ノ効果ト為スヲ得ス而シテ乙第一号証ニ依レハ係争地ノ立木ヲ伐採スルニハ杉又ハ雜木ヲリトモ藩ノ許可ヲ要シタルコトヲ見ルニ足ル力故ニ係争地力藩有山林ナルコト明ニシテ原告ノ主張ハ何レモ失当ナルヲ以テ原告ノ請求相立タス訴訟費用ハ原告ノ負担トストノ判決ヲ求ムト云フニ在リテ立証トシテ乙第一号証ヲ提出シ各甲号証ノ成立ヲ認メ甲第四号証ヲ引用シ且当庁明治三十七年第九百五十三号及同年第十二百五十六号各事件ノ判決ヲ引用シ原告請求ノ目的中上屋久村大字一湊

字平石向二千三百九十番及同村大字楠川字石塚千七百二十七番ノ二筆二付テハ下戻申請ナキヲ以テ本訴ニ於テ之ヲ請求スヘキモノニ非サル旨申立テタリ

理由

本訴請求ノ目的中上屋久村大字一湊平石向二千三百九十番及同村大字楠川字石塚千七百二十七番ノ二筆二付テハ原告力下戻ノ申請ヲ為サザリシコトハ当事者間争ナキ所ナルヲ以テ本訴中前示請求目的物ニ関スル部分ハ之ヲ却下スヘキモノトス仍テ其他ノ部分ニ付キ真按スルニ一種特別ノ価値アル屋久杉力係争地ノ主産物ナルコト原告各大家ノ住民力之ヲ伐採シ平木等ヲ製作シ其平木ヲ以テ租税公課ノ上納米穀トノ交換借受米銀ノ返済売買寄托等ノ目的物ニ充テ来リタル事実アリタルコト原告各大家ヨリ明治八年甲第三号証ノ歎願書ヲ提出シ鹿児島県令ヨリ同証ノ指令アリタルコトハ当事者間争ナキ所ナリ而シテ原告ハ許可ヲ要セスシテ屋久杉ヲ自由無制限ニ伐採シ平木等ヲ製作シ上述ノ用ニ供シタルハ之即チ元來処分ニシテ所有權ノ効果ト認ムヘク單純ナル毛上山稼ニ非ス且此慣行ハ藩ノ公認シタル所ニシテ同証ニ依リ県令ノ公認ヲモ得ルモノナル力故ニ被告ノ処分ハ失当ナリト主張スレトモ甲号諸証ニ依リモ原告ノ主張ヲ立証スルニ足ルモノナシ蓋シ甲第一号証ノ一(手形所川上助八郎ヨリ庄屋弁指宛ノ辰五月廿一日附達)乃至三ニヨリ平木ヲ払下ケ米ノ代価ニ充テタルコト薪又ハ杉板ヲ買上ケラレタルコト製材ヲ売買シタルコトヲ認メ得ルニ過キス又第四号証(明治元年以後屋久島ニ関シ發セラレタル諸布達録)

Dress Up My Car

あなたの大切な愛車、サビで泣いていませんか？
全塗装から部分塗装までご相談ください。
自信の技術でお応えします。

急募

やる気あるファイトマン
大募集！
ドシドシ応募ください。

トヨタタイヤ代理店
農機具・電動工具・販売修理一式
タイヤ・カー用品・新車・中古車販売

鮫島钣金塗装

代表者・鮫島健夫
宮之浦平和町(工場・自宅) ☎ 2-2285

